

入札説明書

1 業務の概要

- (1) 業務名
令和7年度長崎県農泊モニターツアー業務委託
- (2) 業務内容
別添「令和7年度長崎県農泊モニターツアー業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間
契約締結日から令和8年2月27日まで

2 「入札に関する条件」及び「注意事項」

- (1) 入札の日時・場所
〔入札日時〕 令和7年8月12日（火曜日）10時00分開始
〔入札場所〕 長崎県庁行政棟3階 316会議室
入札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、入札の執行を延期することもあるので、事前に下記4の(3)の部局へ確認すること。
開札は、入札者又は代理人の立会いのもと行う。
- (2) 競争入札の参加資格
入札実施公告（令和7年7月14日）「2 入札参加資格」による。
競争入札の参加希望者は、一般競争入札参加資格申請書に必要書類を添えて令和7年7月23日（水曜日）までに下記4の(3)の部局に提出し、資格審査を受けること。（詳細は、「一般競争入札の参加者の資格等の告示」を参照）
- (3) 入札方法及び入札回数
ア 電送及び郵送による入札は認めない。
イ 1回目の開札において、落札者が決定しない場合、直ちに再度入札を行う。再度入札においても同様とする。ただし、入札執行回数は3回を限度とする。
- (4) 入札書の記載方法
ア 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
ウ 入札金額（首標数字）は訂正することができないこと。
エ 入札書の提出後は、書換え、引換え又は撤回することができないこと。
オ 代理人が入札する場合、入札書には代理人の記名押印が必要である。
【注意事項】
 - ・入札書は封かんのうえ、封筒に会社名、委託業務名を記入し提出して下さい。
 - ・入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所に押印して下さい。
 - ・誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意してください。
 - ・入札書の宛名は長崎県知事宛としてください。
- (5) 入札保証金
入札見積金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の5以上の金額を令和7年8月5日（火曜日）までに納付すること。ただし、次の場合は入札保証金が免除されるものとする。
ア 保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする入札保証保険契約（入札見積金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の5以上の額）を締結し、その証書を提出したとき。

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結し、その内容を証明するもの（2 件以上）を提出する場合

ウ 注意事項

- (ア) 入札保証金の計算については、消費税等 10 パーセント込額の更に 5 パーセントとなる。
1,000 千円で入札する場合には、50 千円ではなく、55 千円となり、50 千円の入札保証金の場合には 909,091 円までしか入札できず、入札が無効となるので留意のこと。
- (イ) 入札保証保険期間の終期は、開札日から起算して 7 日目とすること。
- (ウ) 入札保証金の免除を受けようとする場合は、「入札保証金免除申請書」（様式第 6 号）に上記アの（ア）又は（イ）に示す証書等を示し、一般競争入札参加資格申請書提出時に、下記 4 の（3）の部局に提出すること。
- (エ) 入札保証金納入の際は、印鑑（代理人の場合、委任状と代理人の印鑑）を要すること。

(6) 入札が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任者の届出済の印鑑を押印した委任状が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

(7) 入札の無効

入札実施公告（令和 7 年 7 月 14 日）「13 入札の無効」による。

(8) 落札者の決定方法

- ア 長崎県財務規則（昭和 39 年長崎県規則第 23 号）第 97 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内であり、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- イ 落札者となるべき同価格の入札をしたものが 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- ウ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- エ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

【注意事項】

- ・開札日において、第 1 回目の開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもとに、その場で、再度、入札を行う予定である。

3 契約書の作成等

- (1) 落札者は落札決定の通知を受けた日から 5 日（県の休日除く）以内に契約締結ができるよう手続きを行い、契約書を提出すること。

(2) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が 2 件以上あり、その履行を証明するもの（2 件以上）を提出する場合

(3) その他の留意事項

- ア この契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- イ その他入札及び契約に関する事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）及び同法施行令並びに長崎県財務規則の定めるところによるものであること。

4 その他

- (1) 一般競争入札参加資格申請書及び関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止となる場合がある。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう務めること。

(3) 当該契約事務に関する担当部局

〔住所〕 〒850-8670 長崎市尾上町 3 番 1 号
〔名称〕 長崎県農林部農山村振興課
〔電話〕 095-895-2915
〔FAX〕 095-895-2587

(4) 入札説明書等に関する質問

入札説明書等に関する質問は、郵送または F A Xで行うこと。なお、郵送または F A Xを問わず、必ず提出先に着信を確認すること。

また、入札参加希望者は、入札説明書の解釈に疑義がある場合は、必ず質問し確認すること。なお、質問提出期間後の質問は受け付けない。

ア 提出場所 上記(3)の部局

イ 提出期限 令和 7 年 7 月 23 日（水曜日）17 時 00 分

ウ 質問に対する回答は、入札日の 7 日前までに本件一般競争入札ホームページに掲載する。なお、質問がない場合は掲載を行わない。

(5) 入札手続き日程

令和 7 年 7 月 23 日（水曜日）	一般競争入札参加資格申請書及び入札保証金免除申請書並びに入札説明書等に対する質問書提出期限
令和 7 年 7 月 29 日（火曜日）	入札説明書等に対する質問に対する回答のホームページへの掲載（予定）
令和 7 年 8 月 5 日（火曜日）	資格審査結果の通知（予定）及び入札保証金納付期限
令和 7 年 8 月 12 日（火曜日）	入札・開札